



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社チノール
代表者名 代表取締役社長執行役員 荻谷嵩夫
(コード番号 6850 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営管理本部長 大森一正
(TEL 03-3956-2115)

剰余金の配当及び別途積立金の取り崩しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり平成 29 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当及び別途積立金の取り崩しを行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、別途積立金の取り崩しの件については、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に付議する予定です。

記

1. 平成 29 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当について

(1) 配当の内容

| | 決定額 | 直近の配当予想 (平成29年2月9日) | [ご参考] 前期実績 (平成28年3月期) |
|-----------|------------|------------------------|--------------------------|
| 基準日 | 平成29年3月31日 | 同左 | 平成28年3月31日 |
| 1株あたりの配当金 | 35円00銭 | 35円00銭 | 40円00銭 |
| 配当金の総額 | 297百万円 | — | 342百万円 |
| 効力発生日 | 平成29年6月29日 | — | 平成28年6月30日 |
| 配当原資 | 利益剰余金 | — | 利益剰余金 |

(注) 前期 (平成28年3月期) の配当金40円は創立80周年記念配当5円を含みます。

(2) 理由

当社は、当期の業績及び将来の事業展開を考慮して必要な内部留保を確保しつつ、株主に対する利益還元を最も重要な経営課題のひとつと考え、安定的かつ継続的に適正配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、平成29年3月期は、1株当たり35円とすることといたしました。

2. 別途積立金の全額を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替える件について

(1) 実施内容

- ・減少する剰余金の項目とその額 別途積立金 2,916,000,000円
- ・増加する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金 2,916,000,000円

(2) 実施理由

今後の経営環境の変化に対応した株主還元等の機動的な資本政策を可能とするためであります。

(3) 効力発生日

平成29年6月28日開催予定の第81期定時株主総会決議をもって、本件取り崩しの効力が生じます。

(4) 今後に与える影響

本件による当社業績への影響はございません。

以 上